

始良市立西浦小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものである。

本校では、これまで、軽微であると思われることでも積極的に把握し、「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」ことこそが、児童や保護者からも信頼されることになるという認識のもと、一人一人の教職員が、自分の担当する学級でもいじめが発生するという危機意識をもち、未然防止に努めるとともに、いじめがあった場合は、いじめられている児童や保護者の気持ちにより添い、当該児童へのケアや、いじめを行った児童への適切な指導に、学校全体で迅速に対応するよう努めてきた。

西浦小学校いじめ防止基本方針は、学校・保護者・地域住民その他の関係者が連携して、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1章 いじめ防止のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法の第2条では、次のようにいじめが定義されている。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学年・学級の児童や塾や学童保育、スポーツ少年団等児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童と何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、かくされたり、いやなことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に十分着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、すべての児童に起こりうる身近で深刻な人権侵害であり、いじめ防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることを旨とし、講じなければならない。
- (2) すべての児童がいじめを行ったり、いじめを認識しながら放置したりすることがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、被害児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめ防止等の対策は、学校の教育活動全体を通じて、いじめを許さないという

心と、集団としての問題解決ができる力を育てることを大切にしなければならない。

- (4) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、学校、家庭、地域等の協働の下、いじめ問題を克服することを目指して行わなければならない。

第2章 いじめ防止に向けた取組

1 いじめ防止等のための組織

(1) 組織設置の趣旨

いじめは、学校が組織的に対応することが必要であり、学校教職員だけでなく、保護者、学校評議員、民生・児童委員等の関係者が参加する組織を設置する。

この組織には、必要に応じて教育委員会と連携して、心理や福祉の専門家、警察など関係機関の外部専門家を加えることとする。

(2) 役割

ア いじめ防止対策基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・検討・修正の中核としての役割

基本方針の策定、いじめ防止の取組のチェック、必要に応じた計画の見直し、いじめへの対処やその検証など、学校がいじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証する。

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(3) 組織の構成員

ア 学校職員

学校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、保健主任、養護教諭（個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たって、学級担任等関係の深い職員を加える。）

イ 家庭・地域関係者

学校評議委員会、PTA保体・生活部、民生委員

ウ 学校外関係者

市教育委員会、SC、SSW、児童相談所

（必要に応じて）医療機関・警察等

2 いじめの防止等に関する措置

児童にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であるとの認識のもと、学校を挙げていじめ防止に取り組む必要がある。

また、いじめ防止に視点を当てた学校経営、学級経営などは、児童が安心して学校生活を送れることにつながり、ひいては、学力向上など教育目標の実現につながるとの認識に基づき、積極的に次のようないじめ防止指導に努める。

(1) 「いじめ防止対策委員会」を中心とした学校を挙げたいじめ防止への取組

ア 定期的な委員会の開催（学期1回程度）

イ 具体的ないじめ防止対策の策定、検討、評価

ウ 学校の正確な情報提供、保護者・地域住民からの情報収集

(2) すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実

ア 「いじめの問題を考える週間」（4・9・1月）における道徳や学級活動の授業を通じた人間尊重の精神の涵養

イ 「心の教育の日」（9月）における全学級での道徳の時間の公開

ウ 県民週間における保護者や地域住民への道徳の時間の公開

エ 「人権週間」（12月）における道徳や学級活動の授業を通じた指導

(3) 少年消防クラブの活動を通じた指導

- ア B F Cによる規律，礼儀，郷土愛，奉仕等の活動
 - (ア) 豊かなコミュニケーション能力・人間関係形成力・問題解決能力等の育成
- イ 体験活動を通じた望ましい人間関係作り
 - (ア) 通学路安全点検，県リーダー研修，地域消防クラブ研修，出初式など
 - (イ) 体験学習，ボランティア活動 など
- (4) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の充実
 - ア 各教科等における情報モラルの指導の年間指導計画への位置づけと計画的実践
 - イ 児童や保護者を対象とした情報モラルの啓発活動の推進
 - ウ 定期的な携帯・ネット利用についての実態調査と結果に即した指導
- (5) いじめ防止等の校内研修を企画・実施
 - ア 「いじめ対策必携」を活用した「いじめ問題」に対する基本認識の価格立
 - イ 体罰によらない「分かる授業」の実践やいじめを許さない学級作り
 - ウ 「いじめ問題等への対応マニュアル」についての共通理解
 - エ 教職員全体の研ぎ澄まされた人権感覚の涵養
- (6) 児童自らが，いじめの問題性に気づき，考え，防止に向けて行動するような主体的な取組の推進
 - ア 児童集会等でのふれあい活動
 - イ 児童会目標の設定と年間を通じた具体的実践活動
- (7) 家庭，地域との密接な連携
 - ア 学級P T Aの充実
 - イ 家庭教育学級，学校評価等の活用

3 いじめの早期発見

- (1) いじめの問題に対する実態把握と情報の共有
 - ア 担任による日常生活の観察
 - イ 「学校楽しいーと」の実施（年2回）
 - ウ 生徒指導事例研修（隔月1回）における情報交換，共有，対応策の検討
 - エ 「得意なこと，苦手なことシート」の実施，個別面談の実施
- (2) いじめについての相談体制の充実
 - ア 計画的な個別相談（4月家庭訪問，7・8月教育相談）の実施
 - イ 管理職，担任，養護教諭，特別支援教育支援員等との連携
 - ウ P T A役員，校区コミュニティ役員，民生・児童委員等の連携
 - エ いじめ防止対策委員会を窓口とする相談体制の周知

4 いじめに対する措置

- (1) いじめの事実関係の把握
 - ア いじめの相談や事実発生後，校長・教頭への速連絡，即時のいじめ防止対策委員会の招集，方針の決定
 - イ 速やかな組織的対応による聞き取り調査など事実関係の把握
 - ウ いじめ防止対策委員会や職員会議での経過報告，情報収集・共有
 - (ア) 対応の在り方及び指導方針についての教職員間の共通理解
 - (イ) 関係する児童の保護者への適切な情報提供
 - (ウ) 保護者（P T A）や関係機関（教育委員会，児童相談所等）との連携
- (2) いじめられた児童の安全確保及び支援体制の整備
 - ア いじめられた児童に対して
 - (ア) 児童の気持ちを受容し，全力で守り通すことを伝達する。

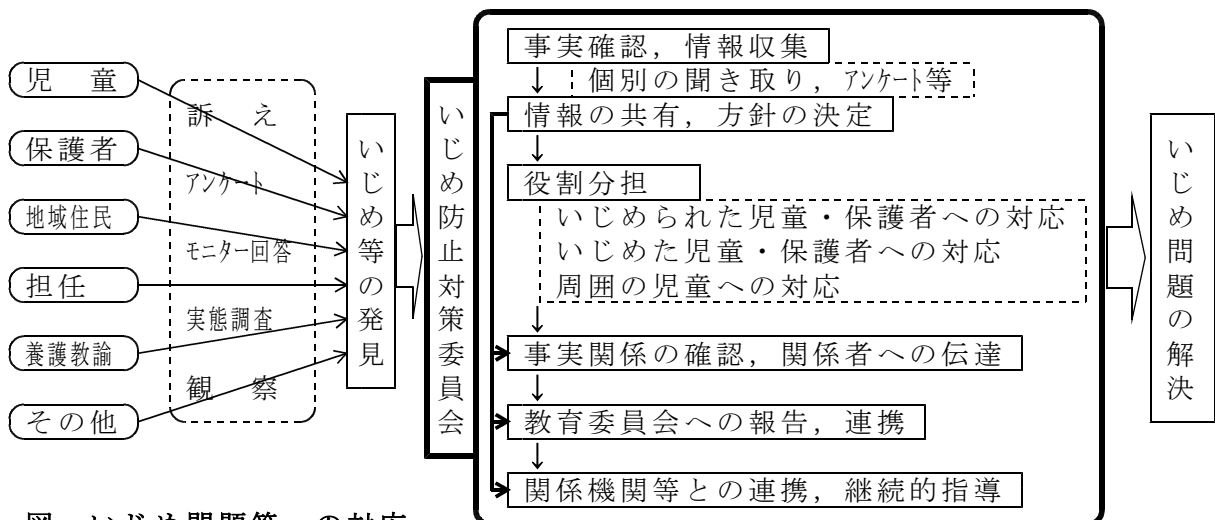
- (イ) 担任，養護教諭等が相談相手となり，解決する方法を一緒に考える。
- (ウ) 自信や存在感，自己有用感をもたせるようにする。
- (エ) 必要に応じ，心理の専門家等の支援を要請することも検討する。
- イ いじめられた児童の保護者に対して
 - (ア) 家庭訪問や来校など話し合いの機会を早急にもつ。
 - (イ) 誠意ある対応に心がけ，心情を十分に理解し支える。
 - (ウ) 学校が把握している事実関係を伝達するとともに，家庭での様子についても語り合い，親子関係を見直すきっかけと助言をする。
 - (エ) 今後のことについて一緒に考え，解決するまで継続的に連携を図る。
 - (オ) 場合によっては，緊急避難として欠席や転校等の申し出に対しても弾力的に対応する。

(3) いじめた児童側への対策

- ア いじめた児童に対する教育的配慮のもとでの毅然とした指導
 - (ア) まず，いじめをやめさせるとともに，いじめの実態を正確に聞き取る。
 - (イ) いじめられた相手の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ，「いじめが人間として許されない行為であること」を分からせる。
 - (ウ) 集団内の力関係や一人一人の言動を分析して指導に当たる。
 - (エ) 家庭や地域での状況，人間関係や生活経験等についても把握する。
 - (オ) 場合によっては，警察等の協力や出席停止措置を講じる。
- イ いじめた児童の保護者に対して
 - (ア) 事実を正確に伝える。
 - (イ) いじめられた児童やその保護者に心情に気づかせる。
 - (ウ) いじめは絶対に正当化できないものであることを毅然とした態度で示す。
 - (エ) 担任等が仲介し，両方の保護者が理解し合えるよう助言する。

(4) 周りではやし立てる児童，見て見ぬふりをする児童への対応

- ア どちらもいじめを助長することになることを理解させる。
- イ 発見したらすぐに知らせ，やめさせることを徹底する。
- ウ 自分の意志で行動することの大切さに気づかせる。
- エ 一人一人を尊重した，温かい人間関係を築くようにさせる。



図：いじめ問題等への対応